

広島県警察本部告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の14第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月5日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日 （委託期間）
一般社団法人 広島県警備業 協会	広島市中区千田町 一丁目5番2号	令和8年 5月28日	警備員指導教育責任者 講習及び機械警備業務 管理者講習に係る講習 手数料	令和8年6月1日～ 令和9年3月31日